

## 「定款細則第3」

### 役員及び評議員の報酬等に関する規程

#### (目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人正吉福社会（以下「法人」という。）の役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）に対し、法人の規程又は理事長命による法人、施設又は事業所の経営に係る業務の執行について、適切な報酬又は実費弁償費等の支給を定めることを目的とする。

#### (報酬等の支給)

第 2 条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤理事（理事長、常務理事、理事）については、報酬、賞与及び役員退職慰労金を支給する。
- (2) 非常勤役員等（理事、監事、評議員）については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び役員退職慰労金は支給しない。

2 常勤理事で従業員としての立場を有する者に対しては、前項1号の報酬、賞与は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席した場合は、非常勤理事に準じて報酬を支給する。

#### (報酬等の算定方法)

第 3 条 常勤理事に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。

- (1) 報酬 別表1の本俸表のとおりとし、各理事の報酬月額は本俸表のうちから、理事会において決定する。また、役位に応じて別表2の役位報酬を支給する。
- (2) 賞与 別表3に定める算式により算出される額
- (3) 退職慰労金 常勤理事の退任に伴う慰労金の金額は、別に定める常勤理事の退職慰労金に関する規程に基づいて算出し支給する。

2 非常勤役員等が理事会又は評議員会に出席したときは、別表4により報酬及び実費弁償費を支払うものとする。

3 非常勤の理事が法人の規程又は理事長の命により、法人、施設又は事業所の経営に係る業務に当たったときは、別表5により、報酬及び実費弁償費を支払うものとする。

4 非常勤の監事が監事監査並びに監査指導等に当たったときは、別表6により、報酬及び実費弁償費を支払うものとする。

#### (実費弁償額を超える交通費の実費支払い)

第 4 条 第3条において、交通費の実費が実費弁償費の額を超えるときは、その実費を支払うものとする。

(出張旅費等)

第 5 条 役員等が、法人業務のため、理事長の出張許可を得て出張するときは、別表 5 又は別表 6 の報酬とは別として別表 7 の宿泊費・旅費等を支払うものとする。

2 宿泊費・旅費等は、必要により、出張前に概算額を仮払いし、出張終了後に精算するものとする。

(報酬等の支給方法)

第 6 条 常勤理事に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

(1) 報酬 毎月 25 日(ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、職員給与規程第 9 条の規定に準じて支給)

(2) 賞与 毎年 6 月及び 12 月

(3) 退職慰労金 任期の満了、辞任による退職後、評議員会の承認

2 非常勤役員等に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席や業務にあたった都度、支給する。

3 報酬等は、現金により本人に(死亡により退任した者の退職慰労金にあつては、その遺族に)支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第 7 条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 第 2 項の規定にかかわらず、常勤の理事が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第 8 条 この規程により、計算金額に 1 円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50 銭以上 1 円未満の端数については、これを 1 円に切り上げる。

(公表)

第 9 条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項 2 号に定め

る報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第 10 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

付 則

この規程は、平成 2 年 5 月 2 6 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 4 年 1 月 8 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 5 年 3 月 2 3 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 6 年 1 0 月 1 5 日から施行する。

付 則

(改廃手続)

1 この規程を改廃するときは、評議員会及び理事会の議決によらなければならない。

(施行期日)

2 この規程は、平成 1 5 年 1 2 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 1 8 年 3 月 2 5 日から施行する。

付 則

(改廃手続)

1 この規程を改廃するときは、評議員会の議決によらなければならない。

(施行期日)

2 この規程は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 3 0 年 7 月 1 日から施行する。

別表1 本俸表（第3条1項1号関係）

| 号  | 本俸月額        |
|----|-------------|
| 1  | 530,000 円   |
| 2  | 580,000 円   |
| 3  | 630,000 円   |
| 4  | 680,000 円   |
| 5  | 730,000 円   |
| 6  | 780,000 円   |
| 7  | 830,000 円   |
| 8  | 880,000 円   |
| 9  | 930,000 円   |
| 10 | 1,030,000 円 |
| 11 | 1,130,000 円 |
| 12 | 1,230,000 円 |

但し、役位なしの理事は4号、常務理事は8号を上限とする。

別表2 役位報酬表（第3条1項1号関係）

| 役位       | 役位報酬月額    |
|----------|-----------|
| 理事長      | 180,000 円 |
| 常務理事     | 160,000 円 |
| 理事（役位なし） | 140,000 円 |

別表3 賞与算定式（第3条1項2号関係）

報酬月額（本俸＋役位報酬）×職員賞与支給月数＋加算

加算については、別途定める役員評価制度に基づき、評価結果によっては支給を行わない場合がある。

別表4 非常勤役員等の理事会・評議員会への出席に対する報酬（第3条2項関係）

| 役職名       | 出席会議名称      | 報酬       | 実費弁償費   |
|-----------|-------------|----------|---------|
| 理事<br>監事  | 理事会に出席したとき  | 25,000 円 | 5,000 円 |
| 評議員<br>監事 | 評議員会に出席したとき | 25,000 円 | 5,000 円 |

別表5 非常勤理事の業務報酬（第3条3項関係）

| 役職名 | 報酬等名称            | 報酬      | 実費弁償費  |
|-----|------------------|---------|--------|
| 理事  | 法人内会議出席          | 45,000円 | 5,000円 |
|     | 法人外会議出席          | 50,000円 | 5,000円 |
|     | 法人外<br>専門会議出席    | 55,000円 | 5,000円 |
|     | 法人外<br>専門会議出席・折衝 | 60,000円 | 5,000円 |

別表6 非常勤監事の監査等の報酬（第3条4項関係）

| 役職名 | 報酬等名称                     | 報酬      | 実費弁償費  |
|-----|---------------------------|---------|--------|
| 監事  | 監事監査指導報酬等                 | 45,000円 | 5,000円 |
|     | 計算書類及び事業報告<br>並びに附属明細書の監査 | 80,000円 | 5,000円 |

別表7 宿泊費・旅費（第5条関係）

| 役職名       | 宿泊費     | 旅費 | 経費その他 |
|-----------|---------|----|-------|
| 役員<br>評議員 | 20,000円 | 実費 | 実費    |